

令和2年度 厚生労働省第三次補正予算案（参考資料）

－ 第3．防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 －

～ 目 次 ～

- 水道施設の耐災害性強化対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和2年7月豪雨等による災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 医療施設、社会福祉施設等の防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- B型肝炎訴訟の給付金などの支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

水道施設の耐災害性強化

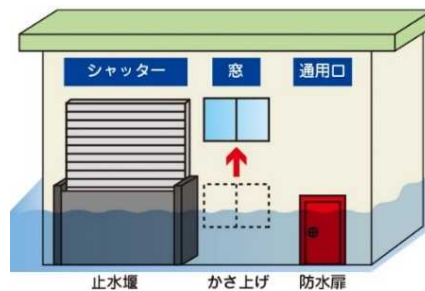
令和2年度第三次補正予算案
390億円

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（2018～2020年度）に基づき、自然災害により断水のおそれがある**水道施設の停電対策・土砂災害対策・浸水災害対策**や、**水道施設・基幹管路の耐震化**を推進してきたところ、これらの対策を加速化・深化させるために策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する。
- このほか、頻発する豪雨による濁度上昇・病原微生物等による水源水質の悪化に対応した**高度浄水施設等の整備**や、貯留機能を併せ持つ送水管及び緊急時用連絡管等の**緊急時給水拠点の整備**、災害時の漏水状況等を早期に把握できるセンサなどの**先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業**等について支援を行う。

自家発電設備の整備、土砂流入防止壁や防水扉の整備 等



非常用自家発電設備のイメージ



浸水対策のイメージ

水道施設・基幹管路の耐震化 等



浄水場耐震化工事のイメージ



耐震管の布設イメージ

水道施設整備費補助金による財政支援

- 対象事業：2,000戸以上の給水を受け持つなど影響の大きい
浄水場への自家発電設備の整備 等
- 補助率：自家発電設備の設置：1/4
土砂流入防止壁の設置、防水扉の設置等：1/3

生活基盤施設耐震化等交付金による財政支援

- 都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき、水道施設・水道管路の耐震化や緊急時における給水拠点の確保等に要する経費の一部を交付。
- 対象施設：簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設 等
- 補助率：1/4、1/3、4/10、1/2

医療施設等災害復旧費補助金

事業内容

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその原形復旧を行うことになるが、令和2年台風9号等により被災した公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業について、国がその経費の一部を補助するもの。

交付対象施設

①医療機関

1) 公的医療機関

地方自治体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等

2) 政策医療実施機関(公的医療機関除く)

救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制診療所、へき地医療拠点病院 等

②医療関係者養成施設

看護師等養成所、救急救命士養成所 等

③上記以外

研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎 等

補助率・対象経費

【通常の場合】

○補助基準額

- 1) 公的医療機関： 上限額なし
- 2) 政策医療実施機関
 - ・救命救急センター 76,910万円
 - ・病院群輪番制病院 8,020万円 等

○補助率

1/2

○対象経費

- ・ 建物の工事費又は工事請負費(病棟(室)、受水槽、エレベータ 等)
- ・ 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備(CT、MRI等)

【激甚災害の場合】

交付対象施設の基準額の上限が撤廃される(研修施設等一部例外あり)

公的医療機関の補助率を2/3にかさ上げ

1品あたり50万円を超える医療機器(歯科診療所の場合10万円を超えるもの)が対象となる

※ 復旧事業は1件につき80万円以上であること

※ 補助基準額、対象経費は交付対象施設により異なる

広域災害救急医療情報システム（EMIS）の機能拡充

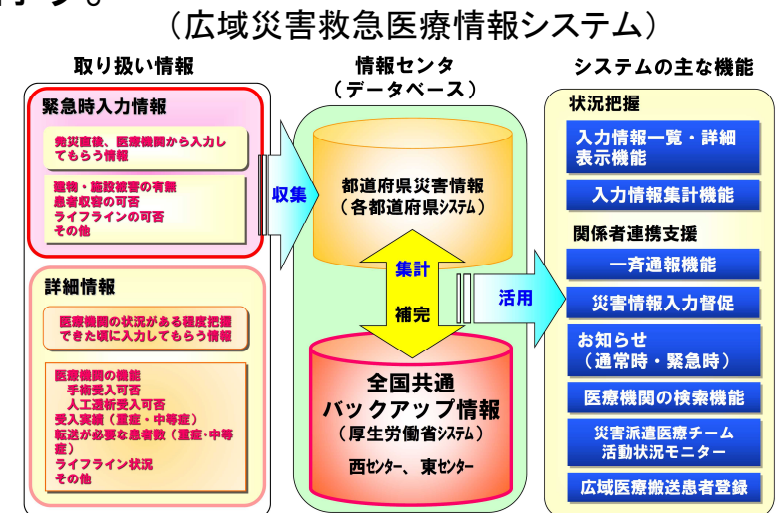
概要

EMIS (Emergency Medical Information System)については、これまで平成24年度補正予算及び平成30年度第二次補正予算に機能拡充のための経費が計上されてきた。

令和元年度において、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和元年東日本台風（台風第19号）等により、医療機関に大きな被害が生じた。その際の経験を踏まえてEMISの機能について更なる拡充を行う。

【事業概要】 EMISの機能について更なる拡充を行う。

- ・ DMA T管理機能スマートフォンアプリ
- ・ DMA T活動・避難所・救護所情報API
- ・ 訓練設定自動化ツール
- ・ セキュリティ要件に係る改修 等



令和2年7月豪雨に係る医療保険者への財政支援

令和2年度第三次補正予算案: 2.2億円
(国保: 1.6億円、後期: 0.6億円)

1. 一部負担金の免除による財政支援 (1.2億円)

一部負担金の免除による財政支援(1.2億円)

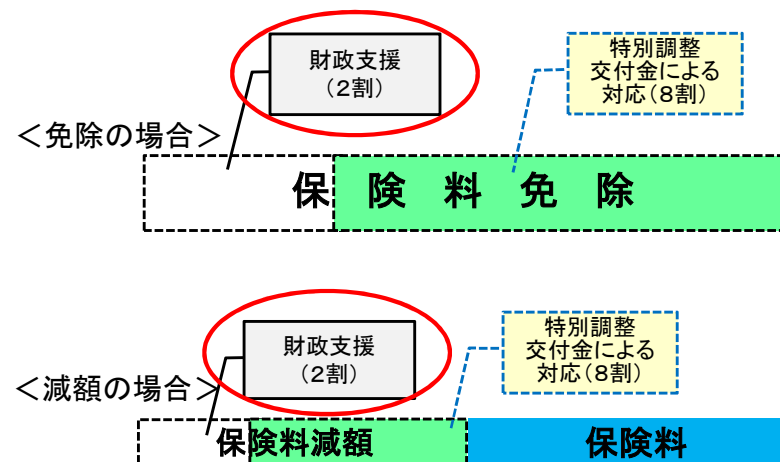
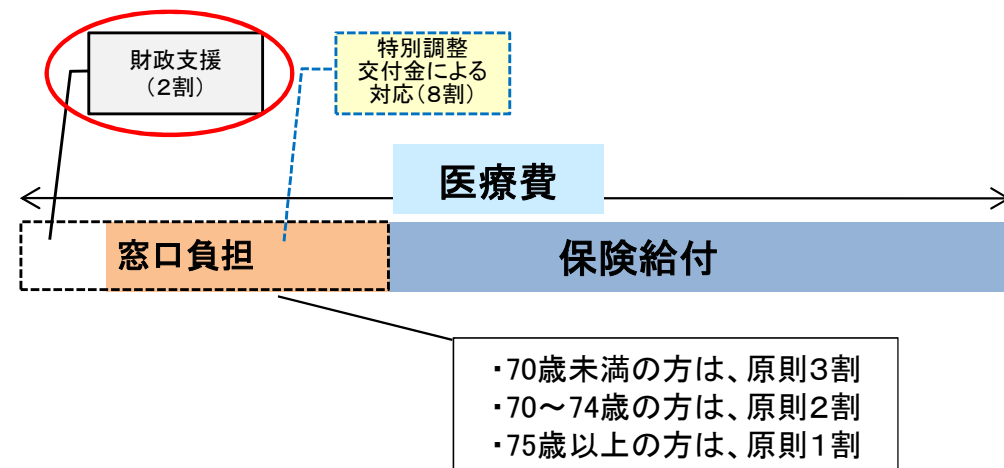
災害救助法適用市町村の住民の方の医療機関での一部負担金を免除した保険者等への補助

2. 保険料の減免等による財政支援 (1.0億円)

保険料の減免等による財政支援(1.0億円)

災害救助法適用市町村の住民の方の保険料を減免した保険者等への補助

※各市町村の条例に基づいて被災者に対して固定資産税を減免し、その影響を受けて国民健康保険料(税)の収入が減少した場合の財政支援を含む。



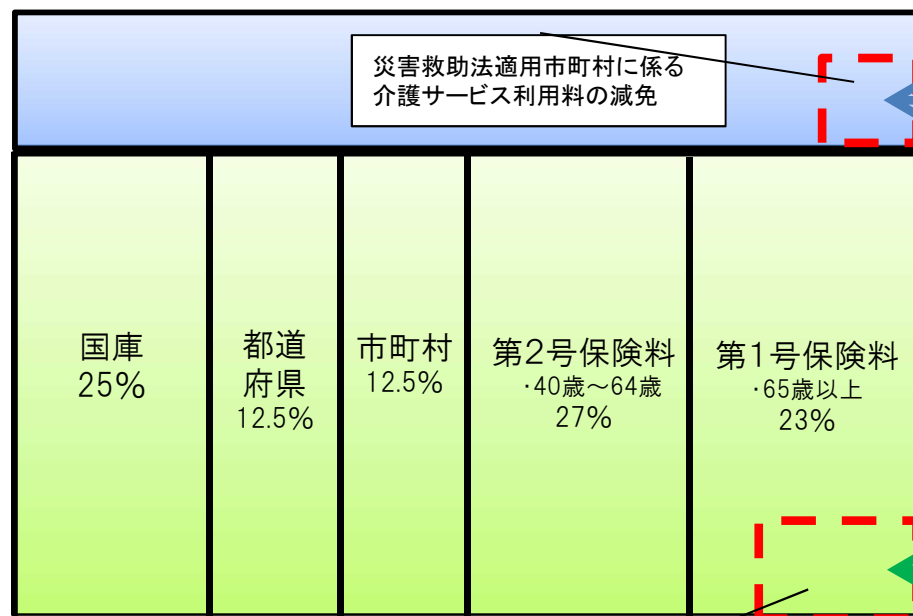
事業目的

令和2年7月豪雨による災害救助法の適用対象市町村の介護保険の被保険者で、当該災害により著しい損害を受けた者について、市町村が介護保険料や介護サービスの利用料を減免した場合、減免に要する費用が当該市町村の財政負担となるため、その負担の軽減を図る。

事業概要

令和2年7月豪雨による災害救助法の適用対象市町村の介護保険の被保険者で、当該災害により著しい損害を受けた者について、市町村が介護保険料や介護サービスの利用料を減免した場合、減免により当該市町村の介護保険財政に負担が生じるため、発生した財政負担に対して、国が財政支援を行う。

介護サービス利用料
(自己負担分)
(介護サービス費の1割相当※)



国庫による財政支援

【対象市町村】

災害救助法適用対象市町村

【対象費用】

- ①減免した第1号保険料
- ②減免した介護サービス利用料のうち、第1号保険料相当分(同利用料の23%)

【補助率】

2/10

※ 残りの8/10については、災害で被災した市町村を支援する既存の仕組み(特別調整交付金)で財政支援を行う。

介護保険料
(介護サービス費の9割相当※)

※一定以上所得者の場合は自己負担分が介護サービス費の2割又は3割となるとともに、給付は介護サービス費の8割または7割となる。

災害拠点精神科病院整備事業

概要

災害拠点精神科病院は、災害時における精神科患者の受入、DPAT先遣隊の派遣等の機能を担うものである。

各都道府県において災害拠点精神科病院の設置を進め、災害時における精神科医療の体制を強化するため、指定要件となっている施設及び設備等の整備について支援を行う。

【事業概要】

災害拠点精神科病院として指定要件を満たすために必要な以下の経費を補助する。

- ①施設の耐震整備
- ②DPAT先遣隊の装備品の整備 等

【補助対象】

- ①災害拠点精神科病院
- ②災害拠点精神科病院+DPAT先遣隊を有する病院

【調整率・補助率】

- ①0.50
- ②1/3

(耐震整備)



医療施設給水設備強化等促進事業

概要

災害時においても診療機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターの給水設備の整備に対する支援を盛り込んだほか、令和元年度補正予算においてはさらに災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院及びへき地診療所も補助対象に追加したところである。

しかしながら、現在補助対象となっていない医療機関についても災害時に重要な役割を担っているものについては、補助対象として追加する必要がある。

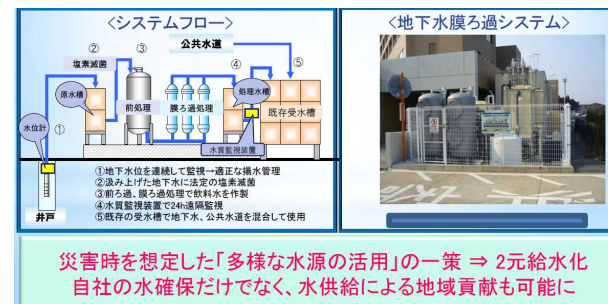
【事業概要】 特定機能病院及び地域医療支援病院を補助対象に追加して給水設備^(※)の整備に対する支援を行う。 ※ 3日程度診療機能を維持するために必要な受水槽、地下水利用のための設備

【補助対象】 ※いずれも公立を除く

- ・ 特定機能病院
- ・ 地域医療支援病院

【調整率】 0.33

(地下水利用のための設備)



(受水槽)



医療施設非常用自家発電装置施設整備事業

概要

災害時においても診療機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターの給水設備の整備に対する支援を盛り込んだほか、令和元年度補正予算においてはさらに災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院及びへき地診療所も補助対象に追加したところである。

しかしながら、現在補助対象となっていない医療機関についても災害時に重要な役割を担っているものについては、補助対象として追加する必要がある。

【事業概要】 特定機能病院及び地域医療支援病院を補助対象に追加して非常用自家発電装置^(※)の整備に対する支援を行う。 ※ 3日程度診療機能を維持するために必要な非常用自家発電装置、燃料タンク

【補助対象】 ※いずれも公立を除く

- ・ 特定機能病院
- ・ 地域医療支援病院

【調整率】 0.33

(非常用自家発電装置)



医療施設浸水対策事業

背景

令和元年台風第19号（※1）や令和2年7月豪雨（※2）など、近年、全国各地で台風や豪雨等による災害が発生し、洪水氾濫等による浸水被害を受けた医療機関においては一部診療を制限せざるを得ない事態となるなど、地域の医療提供体制への影響も生じることとなった。

近年の被害状況を踏まえると、今後発生する台風・豪雨等に備え、医療機関において浸水対策の強化・充実を図る必要があるため、浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関に対し、浸水対策の実施に必要な経費を補助する。

（※1）福島県や栃木県など8都県で合計38医療機関が浸水（R2.1.10現在）

（※2）熊本県など5県で合計34医療機関が浸水（R2.9.3現在）

【事業概要】

浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関に対し、医療用設備や電源設備の浸水深以上への移設や止水板の設置のための財政支援を行い、医療機関における浸水被害の防止又は軽減を図る。

【補助対象】 ※いずれも公立を除く

- ・救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関

【調整率】 0.33

障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業 (社会福祉施設等施設整備費補助金)

令和2年度第三次補正予算案：52億円

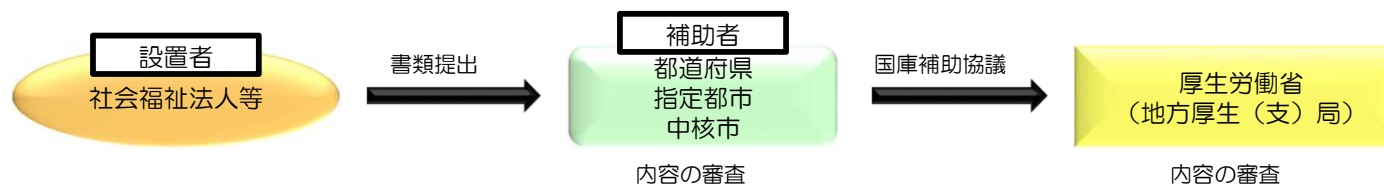
- 障害福祉サービス施設、事業所等の防災・減災対策を講じるための施設整備（耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、浸水被害等に備えた改修等）に要する費用を補助する。

防災・減災対策

- 近年の自然災害を教訓に、障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、浸水被害等に備えた改修等の防災・減災対策を進める。



補助割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4



高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**耐震化改修のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等**、倒壊の危険性のある**ブロック塀**等の改修の対策を講じる。

① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、非常用自家発電設備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

② 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進
 ・非常用自家発電設備（i）、水害対策に伴う改修等（ii）

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	i	なし	総事業費500万円/施設
	自治体 1/4 事業者 1/4	ii	なし	総事業費80万円/施設

・給水設備

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院	自治体 1/4 事業者 1/4		なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			

③ 高齢者施設等の安全対策強化事業

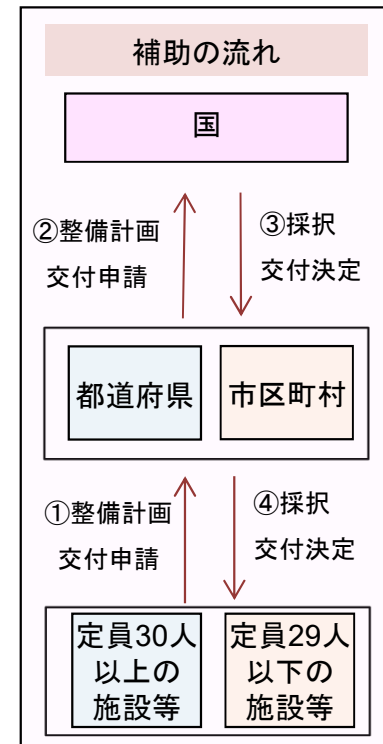
○災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

④ 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

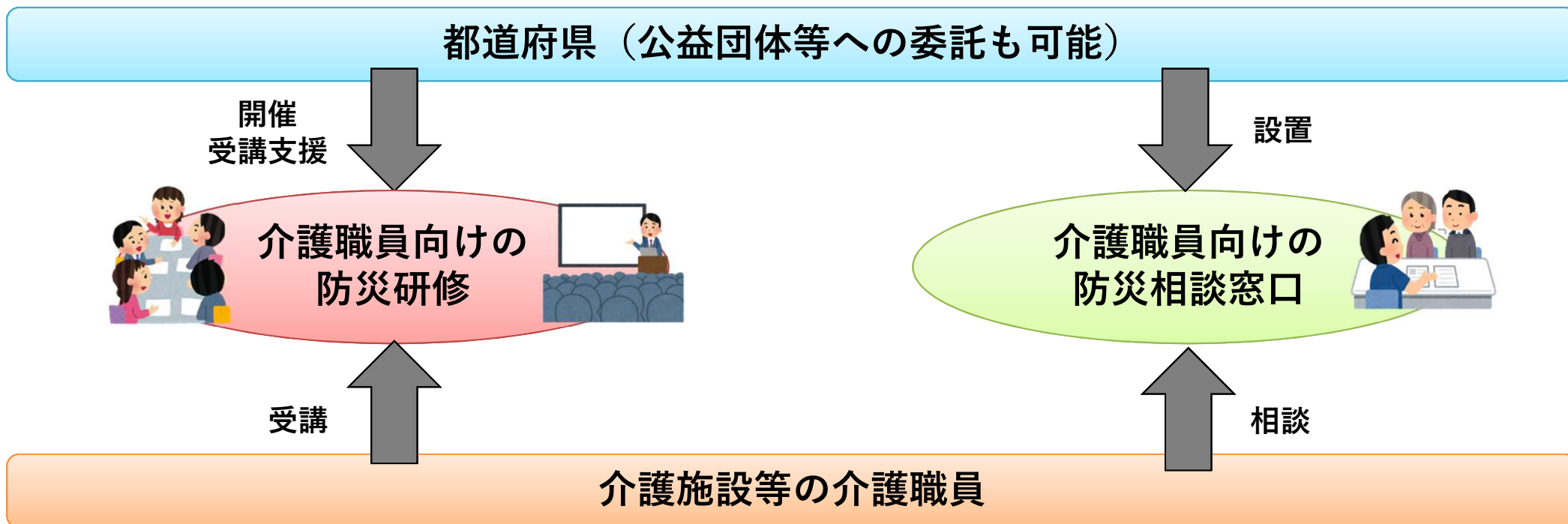
施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 （※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設）	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし





- 介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。
- 介護施設等の介護職員については、災害発生時において、現場で避難のタイミング等を判断することが必要となるため、防災知識の習得などが求められる。
- そのため、介護職員向けの防災研修を都道府県が行うことや、公益団体等が実施する介護職員向けの防災研修の受講を支援する。
- また、都道府県において、介護施設等から、防災に関する相談を受けるための「防災相談窓口」を設置することを支援する。

【事業イメージ】



集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。(平成24年1月施行。平成28年に5年延長等の改正法(5月20日公布・8月1日施行))

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。
- ※ 給付金等を受けるためには提訴する必要がある。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

(1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：

① 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3600万円	②除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
③ 肝硬変(軽度)	2500万円	④除斥期間が経過した肝硬変(軽度)	600万円(300万円*)
⑤ 慢性B型肝炎	1250万円	⑥除斥期間が経過した慢性B型肝炎	300万円(150万円*)
⑦ 無症候性持続感染者	600万円	⑧除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。

※ 下線は法改正により追加された病態。

※ 訴訟手当金として、弁護士費用(給付金の4%)、検査費用を支給。

* 現に患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

- (2) 追加給付金：(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(②、④、⑥及び⑧は全額)を支給他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

3. 請求期限

- ・令和4年1月12日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求(新規の提訴は不要)
- ・定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から平成33年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。